

平成25年度第1回京都市産業廃棄物3R推進協議会 摘録

1 日 時 平成25年8月1日(木) 午後3時10分～4時50分

2 場 所 京都ロイヤルホテル&スパ 2階「祥雲」

3 出席委員 新井委員, 井上委員, 木原委員, 黒坂委員, 郡寫委員, 住岡委員, 高岡委員, 高木委員, 檀野委員, 近本委員, 外池委員, 福岡委員, 細木委員, 山田委員

4 議事内容

(1) 委員長の選任及び副委員長の指名

出席委員の互選により郡寫委員が委員長に選任され, また, 委員長の指名により高岡委員が副委員長に選任された。

(2) 平成24年度協議会における協議状況

資料3に基づいて事務局から説明があった後, 次のような意見交換が行われた。

委 員: 小中学生に対する環境教育の副読本において, 産廃に関する記述を入れられないかという話があったと思うが, その結果はどうだったか。

事 務 局: 平成23年度の協議会においてその話があり, 小4以上の副読本における産廃に関する記述を調べて, 平成24年度の副読本の産廃に関する記述を整理してもらっている。

委 員: そのことに関して, 副読本を使われる先生方から事務局への問合せや反応はあったか。

事 務 局: 先生方からは特に反応はなかった。

委 員: 副読本の産廃記述部分を抜き出し, 環境フォーラムの中で紹介するのもよいかもしれない。

委 員: 施設見学会の各区のエコまちステーションの取組とは, どのようなことをしているのか。

事 務 局: 以前から市のクリーンセンター等を対象としたエコバスツアーというものがあった。各区役所にまち美化事務所の出先機関であるエコまちステーションを設置したが, エコまちステーションが企画するエコバスツアーで見学先を広げたいということもあり, 産廃施設も候補に入れてもらうようにしたところ, 徐々に広がってきている。

(3) 平成25年度協議会の予定

資料4に基づいて事務局から説明があった後, 次のような意見交換が行われた。

委 員: 優良な処理業者の育成に向けた情報公開という項目があるが, どのような情報を公開することで優良化を進めるのか。

事 務 局: 何を公開するかということも大事だが, どれだけの処理業者が情報を公開し, どれだけの排出事業者はその情報を活用してもらうかということが大きな課題になる。公開する情報は, どのような事業を行っているのか, 適正処理に向けての

取組，地域社会との関わり等であり，また，法による優良処理業者認定制度では財務情報も求めている。

委員：処理価格の情報が公開されると，結局，安価な処理料金を設定している処理業者が選定されてしまうのではないか。それでは意味がないと思う。

事務局：価格だけでなく，安心して処理を委託できるかどうかを見てくださいますかと言っていきたい。

委員：処理業者の環境対応等に関する情報提供の仕組みを作っても，それを排出事業者がどう評価するかということがある。排出事業者と処理業者を結びつける横の関係はどう構築していくかということが課題になる。

委員：実態調査について，調査の中身は国が行う調査と同様の項目なのか，国が行う調査以外の項目まで調べるのか，アンケート調査だけなのか。

事務局：市独自の調査ではあるが，今の段階では項目等の国の調査との比較や確認はできていない。アンケート調査だけでなく，市に提出される報告書等の情報も使用する。

委員：京都府でも実態調査を実施しているが，府内の事業者を業種別や地区別に区分してピックアップし，調査している。多量排出事業者や処理業者から毎年提出される実績報告等も合わせて，府内全体の排出量やリサイクル量を推計している。

委員：実態に近い産業廃棄物の流れを把握することで，より有効な施策も打ち出せるので，そうなるように調査内容を検討する必要がある。

事務局：実態調査の内容については，協議会でいただく御意見を踏まえ，できるだけ実態に近付ける調査にしたい。

委員：実態調査の細かい項目はこれからとのことだが，今年「水銀条約」が合意されたこともあり，水銀を含有する廃棄物をどう扱うかということが問題になってくる。そのような視点も入れられればよいのではないか。

委員：有害廃棄物の問題については，調査項目の1つとして実態を把握できればよいが，化学物質のレベルのことまで調査に落とし込むのは難しいかもしれない。

(4) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の進捗状況

ア 各施策の取組状況

資料5に基づいて事務局から説明があった後，次のような意見交換が行われた。

委員：排出事業者に対する立入指導や啓発について，不法投棄等の不適正処理対策は重要であり，優先して取り組むのは当然であるが，3Rを推進するために事業場に立入調査をするということも重要だと思う。それについての方向性はどうか考えているのか。

事務局：不適正処理対策や行政処分というものが目立ってしまうが，排出事業者への指導においては3R等の観点も外せないと思っている。ただ，不適正処理を行っている事業者は一目瞭然だが，3Rの取組状況に関しては事業者から情報を得る必要がある。そこで，様々な届出制度や報告制度の情報を活かすような手法を検討したいと考えている。

また，事業系一般廃棄物でも減量指導を実施しており，どのように連携してい

くかが課題である。当協議会において議論いただいた「産廃チェック制度」にも3R等に関するチェックシートがあるので、立入指導時にも活用していきたい。

委員：今年度に処理業者に対する行政処分があったとの報告を受けたが、処理業者を処分した際に、排出事業者の責任という点ではどのように対応するのか。今年度の処分案件を例にして示してほしい。

事務局：今回の行政処分は、市外で発生した上水汚泥の処理に関して電子マニフェストの虚偽記載があったことを理由に行ったものである。排出事業者には適正に処理が終了したという通知がされており、実態の把握は難しかったと思われるが、当該排出事業者には当室から嚴重注意を行った。なお、当該排出事業者は処分を受けた業者とは既に契約を解除されている。

委員：来週の8月9日にエコバスツアーの見学を当社でお受けするが、本日の参考資料として紹介された「さんばいキャラクターズ」のクリアファイルは、子供たちに産廃について知ってもらうきっかけとして非常に良いと思うので、エコバスツアーでも配布してもらいたい。

事務局：このクリアファイルは、子供たちに向けた産廃の啓発グッズとして産廃協会と共に作成したもので、エコバスツアーにも活用したい。

委員：実際の産廃処理について理解してもらうことは難しいが、このクリアファイルは興味を持ってもらうきっかけとなるものであり、子供たちにも好評で、その役割は大きい。これからも改良等を検討し、子供たちや親世代に向けた啓発を強化したい。

委員：啓発グッズやバスツアー等のおかげで、産廃のことも少しずつ市民に浸透していると思う。主婦目線で言えば、最近では収集運搬車両もきれいで、かわいらしいデザインのものがある。そういった車両に「3Rを推進しています」というようなメッセージを掲げてもらえれば、より大きなPRになるのではないかと。

委員：今の意見は、産廃協会から会員にも伝えてほしい。

イ その他

前回の協議会で質問があった協議会の設置根拠に関して、事務局から報告があった。

事務局：本市では、いわゆる有識者会議が条例に基づき設置する必要がある「附属機関」に当たるかどうかを判断し、必要なものについては条例を制定する方向で検討が進められている。

その中で、①市政運営の参考とするため、意見を聴取し、又は意見交換を行うにとどまるもの、かつ、②合議体として一定の結論を導き出すものでないものについては、要綱による設置でよいという考え方が法制担当部署から示されており、本協議会はこれまでどおり要綱設置で問題ないと判断している。

(5) 次回の協議会の日程

次回は平成25年11月頃の開催とし、改めて日程等を調整することとした。